

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
当日が休日
に当たるとは、
翌日の翌日

目 次

◇教委規則

鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則(教職員課)
鳥取県立高等学校の単位制による定時制の課程の運営の特例に関する規則の一部を改正する規則(〃)

◇教委告示

- 平成二年度鳥取県立高等学校募集生徒数(〃)
- 平成二年度鳥取県立高等学校専攻科入学者選抜実施要項(〃)
- 平成二年度鳥取県立高等学校通信制課程生徒募集要項(〃)
- 平成二年度鳥取県立盲学校高等部・専攻科生徒募集要項(〃)
- 平成二年度鳥取県立聾学校高等部生徒・幼稚部幼児募集要項(〃)
- 平成二年度鳥取県立養護学校高等部生徒・幼稚部幼児募集要項(〃)

教育委員会規則

鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成元年十二月八日

鳥取県教育委員会委員長 森 田 隆 朝

鳥取県教育委員会規則第十七号

鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則

鳥取県立学校管理規則(昭和五十一年四月鳥取県教育委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

別表の一の表の鳥取西高等学校の項中

定時制課程 (夜間)	
普通学科	普
商業学科	商

通 科	三年以上	一六〇人
業 科	三年以上	四〇人

通 科	三年以上	一六〇人
-----	------	------

を
に改め、同表の鳥取商業高等学校の項

中	商業科	三年	六四〇人
	経 理 科	三年	一一〇人
	情報処理科	三年	二四〇人

を

商業科	三年
国際経済科	三年
会 計 科	三年
経 理 科	三年
情報管理科	三年
情報処理科	三年

六〇〇人
八〇人
八〇人
四〇人
八〇人
一六〇人

に改め、同表の鳥取工業高等学校の項中

機 械
電 気

科	三年	二二八人
科	三年	二二八人

を

電子機械科	三年	三八人
機械システム科	三年	三八人
機 械 科	三年	一五二人
電 気 科	三年	一九〇人
情報技術科	三年	三八人

に

改め、同表の鳥取西工業高等学校の項中

機 械 科	三年	一一
-------	----	----

四人

を

電子機械科	三年	三八人
機 械 科	三年	七六人

に、

電 子

科	三年	二二八人
---	----	------

を

情報電子科	三年	七六人
電 子 科	三年	一五二人

に改め、同表の鳥取農業高等学校の項中

三八人
七六人
三八人
七六人
三八人
七六人

を

七六人
三八人
七六人
三八人
七六人
三八人

に改め、同表の智頭農林高等学校の項中

農 業 科	三年	二
林 業 科	三年	二
木材加工科	三年	二

四人

を

園芸経営科	三年	二四〇人
農 業 科	三年	二四〇人
林業技術科	三年	二四〇人
林 業 科	三年	二四〇人
木材加工科	三年	二四〇人

に改め、同表の倉

吉産業高等学校の項中

一六〇人

を

二〇〇人

に改め、同表

の倉吉工業高等学校の項中

電 子 科	三年	一一四人
-------	----	------

を

情報技術科	三年	三八人
電 子 科	三年	七六人

に改め、同表の由良育英高等学

校の項中

七二〇人

を

七六五人

に改め、同表の米子東高等学

理科	三年	四〇人
科	三年	七六人
造科	三年	六〇人
業科	三年	三〇人
芸科	三年	六〇人
学科	三年	三〇人

に改め、同表の境高等学校の項中

全日制	七六人
定時制(夜)	七六人

学科		
農業園芸科	三年	九〇人
食品製造科	三年	九〇人
生活科	三年	一一四人

を

農業学科				
生産工	農業園	食品産	食品製	生活
家庭学科	食物調	生活	食品製	生活

三年	三八人
三年	一九〇人
三年	一一四人

に改め、同表の西部農業高等学校の項中

農業	〇人
----	----

校の項中

機械科		電気科	
三年	二二八人	三年	一五二人

を

電子機械科		機械科		電気科	
三年	九四	三年	一二	三年	一二

の項中

一、三五〇人	を	七二〇人	に改め、同表の米子工業高等学校
--------	---	------	-----------------

校の項中

一、三五〇人	を	七二〇人	に改め、同表の米子高等学校
--------	---	------	---------------

三八人	七六人	三八人	七六人	三八人	七六人
-----	-----	-----	-----	-----	-----

に改め、同表の日野産業高等学校の項中

三八人	七六人
-----	-----

機械科		
電子科	三年	一一四人
電気科	三年	一一四人
電子科	三年	一一四人

を

電子機械科		電子情報科		電子科	
三年	九四	三年	一二	三年	一二

五人
〇人

境港市上道町三、〇三〇

に改め、同表の境港工業高等学校の項中

を

全日制課程		普通学科		家庭学科	
普通科	三年	九四	一二	三年	一二

課程		課程(間)	
普通学科	普通科	普通学科	普通科
三年	九四〇人	三年以上	四〇人
家庭学科	家政科	家庭学科	家政科
三年	一二〇人	三年以上	四〇人

境港市上道町八二

を

七六人
三八人

に改める。

別表の二の表の鳥取養護学校（なごう）の項中

高等部		
産業工芸科	表具科	被服科
三		

年
 四〇人

を

高等部			
普通科	産業工芸科	表具科	被服科
三年	三年	三年	三年
一〇人	三〇人		

に改め、同表の鳥取養護学校の項中

鳥取市江津七三〇
 を

鳥取市江津字大正二六〇
 に改め、同表の白兎養護学校の項中

一〇

人
 を
 二〇人
 に改め、同表の米子養護学校の項中

一〇人

を
 二〇人
 に改める。

附 則

この規則は、平成二年四月一日から施行する。

鳥取県立高等学校の単位制による定時制の課程の運営の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成元年十二月八日

鳥取県教育委員会委員長 森 田 隆 朝

鳥取県教育委員会規則第十八号

鳥取県立高等学校の単位制による定時制の課程の運営の特例に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県立高等学校の単位制による定時制の課程の運営の特例に関する規則（平成元年一月鳥取県教育委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第二条の表中

鳥取西高等学校	定時制課程	普通学科	普通科
---------	-------	------	-----

を

鳥取西高等学校	定時制課程	普通学科	普通科
米子東高等学校	定時制課程	普通学科	普通科

に改める。

附 則

この規則は、平成二年四月一日から施行する。

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第二十一号

平成二年度鳥取県立高等学校募集生徒数を次のとおり定める。

平成元年十二月八日

鳥取県教育委員会委員長 森 田 隆 朝

一 全日制課程

平成二年度鳥取県立高等学校募集生徒数

鳥取工業高等学校		鳥取商業高等学校				鳥取西高等学校			鳥取東高等学校		高等学校名	学 科 名		募集生徒数										
工業学科		商業学科				家庭学科	普通学科	普通学科	普通学科	普通学科	普通科	普通科	普通科	普通科	募集生徒数									
情報技術科	電気科	機械システム科	電子機械科	情報管理科	会計科	国際経済科	商業科	家政科	普通科	普通科	普通科	普通科	普通科	三八人	三八人	三八人	三八人	八〇人	四〇人	八〇人	一六〇人	八〇人	四五〇人	四九五
智頭農林高等学校		八頭高等学校		岩美高等学校	鳥取農業高等学校				鳥取西工業高等学校															
農業学科			家庭学科	普通学科	普通学科	農業学科				工業学科														
木材加工科	林業技術科	園芸経営科	家政科	普通科	普通科	生活科	食品産業科	緑地園芸科	生産流通科	土木科	情報電子科	電気科	電子機械科	工業化学科	建築科									
八〇人			四〇人	四〇五人	一八〇人	三八人	三八人	三八人	三八人	三八人	七六人	三八人	三八人	三八人	三八人									

倉吉工業高等学校					倉吉産業高等学校			倉吉農業高等学校				倉吉西高等学校	倉吉東高等学校	青谷高等学校	
工業学科					家庭学科	商業学科		農業学科				普通学科	普通学科	普通学科	
土木科	工業化学科	情報技術科	電気科	機械科	家政科	情報処理科	商業科	生活科	畜産科	園芸科	農林科	普通科	普通科	普通科	生活科
三八人	三八人	三八人	三八人	三八人	八〇人	八〇人	八〇人	三八人	八〇人			二七〇人	二七〇人	二二五人	三八人
米子工業高等学校					米子南商業高等学校			米子高等学校				米子西高等学校	米子東高等学校	赤碓高等学校	由良育英高等学校
工業学科					商業学科			普通学科				家庭学科	普通学科	普通学科	普通学科
電子科	電気科	電子機械科	機械科	情報処理科	商業科	普通科				家政科	普通科	普通科	普通科	普通科	
三八人	三八人	三八人	三八人	八〇人	一六〇人	人。ただし、 国際教養コ ース、体育 芸・デザイン コース、工 ンコース、 情報・サイ ビスコース 各四五人と する。				八〇人	四〇五人	四五〇人	一三五人	二七〇 人。ただし、 四五人は、 体育コース の募集生徒 数とする。	

境港工業高等学校				境水産高等学校				境高等学校		西部農業高等学校					
工業学科				商業学科	水産学科				家庭学科	普通学科	家庭学科	農業学科			
建築科	電子情報科	電子電気科	電子機械科	商業科	食品製造科	機 関 科	無線通信科	海 洋 科	家 政 科	普 通 科	食物調理科	食品産業科	生産工学科	工業化学科	土 木 科
三八人	三八人	三八人	三八人	四〇人	三八人	八〇人			四〇人	三一五人	四〇人	三〇人	三〇人	三八人	三八人

三 通 信 制 課 程	(定時制課程 計)				一五八人			
	米子東高等学校	倉吉東高等学校	鳥取農業高等学校 美和分校		鳥取西高等学校	高 等 学 校 名	学 科 名	募集生徒数
	普通学科	普通学科	農 業 学 科		普通学科			
	普通科	普通科	生活科	産業基礎科	普通科			
	四〇人	四〇人	三八人		四〇人			
二 定 時 制 課 程								
(全日制課程 計)				六、九七七人				
日野産業高等学校		根雨高等学校		普通学科		普通科	一三五人	
農業学科	商業学科	普通学科		普通科				
産業技術科	商業科	普通科		普通科				
三八人	四〇人	三八人		四〇人				

高等学校名	学 科 名	募集生徒数
鳥取西高等学校	普通科	約100人
米子東高等学校	普通科	約100人
(通信制課程 計)		約200人

鳥取県教育委員会告示第二十二号

平成二年度鳥取県立高等学校専攻科入学者選抜を次の要項により実施する。

平成元年十二月八日

鳥取県教育委員会 長 田 邊 輝

平成二年度鳥取県立高等学校専攻科入学者選抜実施要項

1 募集高等学校及び募集生徒数

高等学校名	所 在 地	募集生徒数
鳥取東高等学校	鳥取市立川町五丁目210	約 100人
倉吉東高等学校	倉吉市下田中町801	約 100人
米子東高等学校	米子市勝田町 1	約 100人

2 出願資格

- (1) 高等学校又はこれに準ずる学校を卒業した者
- (2) 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第89条各号のいずれかに該当する者

3 出願期間及び受付場所

- (1) 出願期間 平成2年4月3日(火)から同月6日(金)までとする。
ただし、郵送による場合は、簡易書留とし、同月4日(水)までの消印のあるものに限る。
- (2) 受付時間 9時から17時までとする。(ただし、平成2年4月6日(金)は、9時から12時までとする。)

- (3) 受付場所 各志望高等学校

4 出願手続

- (1) 入学志願者は、出願期間内に次に掲げる書類を志望する高等学校の校長に提出しなければならない。
 - ア 入学志願書(各募集高等学校から交付されたもの)に所定の入学選抜手数料に相当する額の鳥取県収入証紙(消印をしないこと。)をはり付けたもの
 - イ 出身高等学校長の発行する調査書(大学受験用の調査書と同様とする。)又は高等学校の卒業資格及び学力を認定するに足る書類
 - ウ 出願前3箇月以内に撮影した脱帽、上半身、名刺判の写真1枚(裏面に出身学校名、氏名及び生年月日を記入すること。)
- (2) 各志望高等学校長は、入学志願書等を受理したときは、入学志願者に受験証を交付するものとする。
- 5 入学者選抜学力検査の期日等

(1) 期日 平成2年4月9日(月) 9時から(ただし、8時30分までに集合すること。)

(2) 場所 各志望高等学校

(3) 学力検査の科目 国語Ⅰ、国語Ⅱ、数学Ⅰ、数学Ⅱ、英語Ⅰ、英語Ⅱ

6 入学者選抜の方法

入学者の選抜は、入学志願者の提出した書類の審査及び入学者選抜学力検査の結果を総合して行う。

7 合格者の発表

平成2年4月12日(木) 12時に各志望高等学校に合格者の氏名を掲示する。

8 注意事項

(1) 提出された書類及び入学者選抜手数料は、返還しない。

(2) この要項に関し不明な点は、各志望高等学校へ問い合わせること。

9 参項事項

(1) 専攻科の授業は、精進な程度において特別な事項を教授し、その研究を指導することを目的として次の教科を履修させる。
国語、数学、外国語(英語)、理科、社会及び保健体育

(2) 専攻科の修業年限は1年とし、学期は第1学期(4月から8月まで)及び第2学期(9月から翌年3月まで)の2期とする。

(3) 専攻科の生徒の学習評価、単位認定、修了等については、高等学校の全日制課程に準ずるものとする。

鳥取県立高等学校通信制課程生徒募集要項

平成二年度鳥取県立高等学校通信制課程生徒募集を次の要項により実施する。

平成元年十二月八日

鳥取県教育委員会 校長 田 淵 隆

平成2年度鳥取県立高等学校通信制課程生徒募集要項

1 募集学校及び募集生徒数

高等学校名	所在地	募集生徒数
鳥取西高等学校	鳥取市東町二丁目112	約100人
米子東高等学校	米子市勝田町1	約100人

2 出願資格

鳥取県内に住所を有する者で、次の各号の一に該当するものとする。

(1) 中学校(これに準ずる学校を含む。)を卒業した者(平成2年3月卒業見込みの者を含む。)

(2) 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第68条各号のいずれかに該当する者

3 出願手続

入学志願者のうち、鳥取市、倉吉市、岩美郡、八頭郡、気高郡並びに東伯郡羽合町、泊村、東郷町、三朝町及び関金町の居住者は鳥取西高等学校に、米子市、境港市、東伯郡北条町、大栄町、東伯町及び赤碕町、

西伯郡並びに日野郡の居住者は米子東高等学校に、次の書類を提出しなければならぬ。

- (1) 入学志願書 (用紙は、募集高等学校で受け取ること。)
- (2) 最終学校の卒業証明書又は修了証明書及び学力を証する書類
- (3) 高等学校を中途退学した者は、(1)及び(2)の書類のほかにその高等学校長の発行する単位修得証明書

4 出願期間及び受付場所

平成2年3月1日(木)から3月31日(土)まで(日曜日及び祝日を除く。)とし、毎日9時から17時まで(土曜日は、9時から12時まで)各募集高等学校で受け付ける。

5 入学者選抜の方法及び合格後の手続

- (1) 各募集高等学校において出願書類を審査して合格者を決定する。
- (2) 合格者に対しては、直接、各募集高等学校から通知する。その際、入学許可願用紙を同封する。
- (3) 合格者は、入学許可願に必要事項を記入押印し、所定の入学料の金額に相当する額の鳥取県収入証紙(消印しないこと。)をはりつけ、各募集高等学校に提出する。
- (4) 高等学校長は、入学許可願の提出があった場合において、教育上支障がないと認めた者に対し、入学許可書を交付する。

6 注意事項

- (1) 提出された書類及び入学料は、返さない。
- (2) 募集及び出願に関する質疑は、志望高等学校に行うものとする。
- (3) 郵送の場合で質疑等があり、返信を必要とするものは、62円切手をはり、あて先を明記した返信用封筒を同封すること。

7 参考事項

- (1) 通信制課程の教育方法は、次のとおりである。

ア 報告課題(レポート) 担当の教員が出題した報告課題に解答を記入して提出し、添削・評価を受ける。

イ 面接指導(スクーリング) 学校に登校して直接授業を受けると。主として日曜日に行う。

ウ 試験 中間試験及び終末試験を行う。

- (2) 通信制課程で履修できる科目は、次のとおりである。

国語Ⅰ、国語Ⅱ、国語表現、現代文、古典、現代社会、日本史、世界史、地理、数学Ⅰ、数学Ⅱ、理科Ⅰ、物理、化学、生物、地学、体育、保健、美術Ⅰ、書道Ⅰ、音楽Ⅰ、英語Ⅰ、英語Ⅱ、家庭一般、家庭経営・住居、食物、商業経済Ⅰ、簿記会計Ⅰ、(ほかに鳥取西高等学校では書道Ⅱを、米子東高等学校では、倫理、政治・経済、被服、情報処理Ⅰ、簿記会計Ⅱを履修することができる。)

前記のほか、技能連携制度による指定技能教育施設(鳥取西高等学校は鳥取看護高等专科学校及び鳥取技能開発センター、米子東高等学校は米子看護高等专科学校)において教育を受けている者については、技能連携措置に係る科目を履修することができる。

(3) 高等学校定時制課程に在学する者で、通信制課程の一部の科目の履修を希望するものは、この要項「3出願手続」に掲げる居住の区分により、鳥取西高等学校又は米子東高等学校に次の書類を提出しなければならぬ。(入学料は、必要としない。)

ア 通信制課程一部科目履修願(用紙は、募集高等学校で受け取ると。)

鳥取県教育委員会告示第二十四号

平成二年度鳥取県立鳥取盲学校高等学校・専攻科生徒募集を次の通り実施する。

平成元年十二月八日

鳥取県教育委員会委員長 森 田 盛 昭

イ 在学する高等学校長の発行する通信教育受講許可書

平成二年度鳥取県立鳥取盲学校高等部・専攻科生徒募集要項

1 高等部

(1) 募集生徒数

普通科 10人

保健医療科 10人

(2) 出願資格

視覚障害の程度が学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の2の表に規定する程度の者で、次のいずれかに該当するもの

ア 中学校（盲学校、聾学校及び養護学校の中学部を含む。）を卒業した者又は平成2年3月卒業見込みの者

イ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第68条各号のいずれかに該当する者

(3) 出願方法

ア 出願手続

イ) 入学志願者は、入学志願書を出身（在学）学校長を経由して鳥取県立鳥取盲学校長（以下「鳥取盲学校長」という。）に提出しなければならない。

ロ) 出身（在学）学校長は、入学志願者に係る調査書を作成し、入学志願書に、当該調査書、健康診断書及び視力等の証明書を添えて鳥取盲学校長に提出するものとする。

イ 受付場所

鳥取盲学校（岩美郡国府町宮下1285）（電話0857—23—5441）

ウ 出願期間

平成2年2月23日（金）から同月28日（水）まで（日曜日を除く。）。ただし、郵送による場合は、同月24日（土）までの消印のあるものに限る。

エ 受付時間

9時から17時まで（土曜日は、9時から12時まで）

オ その他

鳥取盲学校長は、アの入学志願書等が提出されたときは、よく審査して受理し、学力検査の日程等の必要事項を出身（在学）学校長に通知するものとする。

(4) 入学者選抜の方法

調査書等の審査及び学力検査、面接等の結果により行う。

(5) 学力検査及び面接の日程等

ア 期日

普通科 平成2年3月2日（金）

保健医療科 平成2年3月2日（金）

<p>イ 時間 10時35分から15時30分まで</p> <p>ウ 場所 鳥取盲学校</p> <p>エ 学力検査実施教科 普通科 国語、数学及び英語 保健医療科 国語及び社会 (筆記試験が不可能な者については、口頭試験を行う。)</p> <p>オ その他 学力検査終了後、面接及び適性検査を実施する。</p> <p>(6) 合格者の発表 平成2年3月6日(火)12時に鳥取盲学校において発表するほか、合格者及び当該合格者の出身(在学)学校長に通知する。</p> <p>(7) その他</p> <p>ア この要項に定めるもののほか、高等部の生徒の募集に必要な事項は、鳥取盲学校長が定める。</p> <p>イ 入学志願書等の用紙は、鳥取盲学校で交付する。</p> <p>ウ 高等部の生徒の募集に関し不明なことは、鳥取盲学校に問い合わせること。</p> <p>2 専攻科</p> <p>(1) 募集生徒数 医療科 10人</p> <p>(2) 出願資格 視覚障害の程度が学校教育法施行令第22条の2の表に規定する程度</p>	<p>の者で、次のいずれかに該当するもの</p> <p>ア 高等学校(盲学校、聾学校及び養護学校の高等部を含む。)を卒業した者又は平成2年3月卒業見込みの者</p> <p>イ 学校教育法施行規則第69条各号のいずれかに該当する者</p> <p>(3) 出願方法</p> <p>ア 出願手続</p> <p>イ 入学志願者は、入学志願書を出身(在学)学校長を経由して鳥取盲学校長に提出しなければならない。</p> <p>(4) 出身(在学)学校長は、入学志願者に係る調査書を作成し、入学志願書に、当該調査書、健康診断書、最終学校の卒業(見込み)証明書及び視力等の証明書を添えて鳥取盲学校に提出するものとする。</p> <p>イ 受付場所 鳥取盲学校(岩美郡国府町宮下1265)(電話0857-23-5441)</p> <p>ウ 出願期間 平成2年2月23日(金)から同月28日(水)まで(日曜日を除く。)。ただし、郵送による場合は、同月24日(土)までの消印のあるものに限る。</p> <p>エ 受付時間 9時から17時まで(土曜日は、9時から12時まで)</p> <p>オ その他 鳥取盲学校長は、アの入学志願書等が提出されたときは、よく審査して受理し、学力検査の日程等の必要事項を出身(在学)学校長に通知するものとする。</p>
---	--

(4) 入学者選抜の方法

調査書等の審査及び学力検査、面接等の結果により行う。

(5) 学力検査及び面接の日程等

ア 期日平成2年3月2日(金)

イ 時間

10時35分から15時30分まで

ウ 場所

鳥取盲学校

エ 学力検査実施教科

国語、数学及び理科

(筆記試験が不可能な者については、口頭試験を行う。)

オ その他

学力検査終了後、面接及び適性検査を実施する。

(6) 合格者の発表

平成2年3月6日(火)12時に鳥取盲学校において発表するほか、

合格者及び当該合格者に係る出身(在学)学校長に通知する。

(7) その他

ア この要項に定めるもののほか、専攻科の生徒の募集に関し必要な

事項は、鳥取盲学校長が定める。

イ 入学志願書等の用紙は、鳥取盲学校で交付する。

ウ 専攻科の生徒の募集に関し不明なことは、鳥取盲学校に問い合わせること。

鳥取県立鳥取盲学校長第二十五号

平成二十二年三月二日 鳥取県立鳥取盲学校高等部生徒・幼稚部幼児募集を次の要項により募集する。

平成二十二年三月二日 出

鳥取県立鳥取盲学校長 森 田 豊 福

平成2年度鳥取県立鳥取盲学校高等部生徒・幼稚部幼児募集要項

1 高等部

(1) 募集生徒数

普通科 10人

産業工芸科 10人

被服科 10人

(2) 出願資格

聴覚障害の程度が学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第22

条の2の表に規定する程度の者で、次のいずれかに該当するもの

ア 中学校(盲学校、聾学校及び養護学校の中学部を含む。)を卒業し

た者又は平成2年3月卒業見込みの者

イ 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第68条各号のいず

れかに該当する者

(3) 出願方法

ア 出願手続

(ア) 入学志願者は、入学志願書を出身(在学)学校長を経由して鳥取県立鳥取盲学校長(以下単に「鳥取盲学校長」という。)に提

出しなければならない。

(4) 出身(在学) 学校長は、入学志願者に係る調査書を作成し、入学志願書に、当該調査書、健康診断票の写し及びオージオグラム(測定したものがなければ、鳥取聾学校で測定する。)を添えて鳥取聾学校長に提出するものとする。

イ 受付場所

鳥取聾学校(岩美郡国府町宮下1261) (電話0857-23-2081)

ウ 出願期間

平成2年2月10日(月)から同月26日(月)まで(日曜日を除く。)。ただし、郵送による場合は、同月28日(金)までの消印のあるものに限る。

エ 受付時間

9時から17時まで(土曜日は、9時から12時まで)

オ その他

鳥取聾学校長は、アの入学志願書等が提出されたときは、よく審査して受理し、学力検査の日程等の必要事項を出身(在学) 学校長に通知するものとする。

(4) 入学者選抜の方法

調査書等の審査及び学力検査、面接等の結果により行う。

(5) 学力検査及び面接の日程等

ア 日時 平成2年3月15日(木) 10時から15時まで

イ 場所 鳥取聾学校

ウ 学力検査実施教科 国語及び数学

エ その他 学力検査終了後、面接及び適性検査を実施する。

(6) 合格者の発表

平成2年3月20日(火) 10時35分に鳥取聾学校において発表するか、合格者及び当該合格者の出身(在学) 学校長に通知する。

(7) その他

ア この要項に定めるもののほか、生徒の募集に関し必要な事項は、鳥取聾学校長が定める。

イ 入学志願書等の用紙は、鳥取聾学校で交付する。

ウ 生徒の募集に関し不明なことは、鳥取聾学校に問い合わせること。

2 幼稚部

(1) 募集幼児数

ア 昭和59年4月2日から昭和60年4月1日までに出生した幼児 4人

イ 昭和60年4月2日から昭和62年4月1日までに出生した幼児 5人

(2) 出願資格

聴覚障害の程度が学校教育法施行令第22条の2の表に規定する程度の者

(3) 出願方法

ア 出願手続

ア 入学志願者の保護者は、入学志願書を鳥取聾学校長に提出しなければならない。

イ 入学志願者の保護者は、入学志願書に、健康診断票の写し及びオージオグラム(測定したものがなければ、鳥取聾学校で測定する。)を添えて鳥取聾学校長に提出するものとする。

イ 受付場所

鳥取聾学校(岩美郡国府町宮下1261) (電話0857-23-2031)

ウ 出願期間

平成2年2月10日(土)から同年3月10日(土)まで(日曜日及び休日を除く。)。ただし、郵送による場合は、同月7日(水)までの消印のあるものに限る。

エ 受付時間

9時から17時まで(土曜日は、9時から12時まで)

オ その他

鳥取聾学校長は、アの入学志願書等が提出されたときは、よく審査して受理し、面接の日程等の必要事項を入学志願者に通知するものとする。

(4) 入学者選抜の方法

入学志願書等の審査及び面接の結果により行う。

(5) 面接の日程等

ア 日時 平成2年3月14日(水)10時から12時まで

イ 場所 鳥取聾学校

ウ 内容

(ア) 幼児との面接

(イ) 保護者との面接

(6) 合格者の発表

平成2年3月17日(土)10時35分に鳥取聾学校において発表するほか、合格者に通知する。

(7) その他

ア この要項に定めるもののほか、幼児の募集に関し必要な事項は、鳥取聾学校長が定める。

イ 入学志願書等の用紙は、鳥取聾学校で交付する。

ウ 幼児の募集に関し不明なことは、鳥取聾学校に問い合わせること。

鳥取県教育委員会告示第二十六号

平成二年度鳥取県立養護学校高等部生徒・幼稚部幼児募集を次の要項に定める。

平成元年十二月八日

鳥取県教育委員会委員長 森 田 巖 輝

平成2年度鳥取県立養護学校高等部生徒・幼稚部幼児募集要項

1 高等部

(1) 募集生徒数

白兎養護学校	普通科 各10名
倉吉養護学校	
米子養護学校	
皆生養護学校	普通科 15名(単一障害者10名、重複障害者5名)

(2) 出願資格

精神薄弱(皆生養護学校にあっては、肢体不自由(重複障害を含む。))の程度が学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第22条の2の表

に規定する程度の者で鳥取県内に住所を有するものうち、次のいずれかに該当する者

ア 養護学校、盲学校若しくは聾^{ろう}学校の中学部又は中学校を卒業した者（平成2年3月卒業見込みの者を含む。）

イ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第63条各号のいずれかに該当する者

(3) 出願方法

ア 出願手続

(ア) 入学志願者は、入学志願書を出身（在学）学校長を経由して各志願学校長に提出しなければならない。

(イ) 出身（在学）学校の校長は、入学志願者に係る調査書を作成し、入学志願書に、当該調査書及び健康記録書を添えて各志願学校長に提出するものとする。

イ 受付場所

白兎養護学校（〒689-02 鳥取市伏野字荒神谷1550-1 電話0857-59-0585）

倉吉養護学校（〒682 倉吉市長坂新町1231 電話0858-28-3500）

米子養護学校（〒689-35 米子市蚊屋343 電話0859-27-3411）

皆生養護学校（〒688 米子市東福原1401-1 電話0859-22-6571）

ウ 出願期間

白兎養護学校	平成2年2月16日（金）から同月19日（月）まで
倉吉養護学校	（日曜日を除く。）ただし、郵送による場合は、

米子養護学校	同月17日（土）までの消印のあるものに限る。
--------	------------------------

皆生養護学校	平成2年3月1日（木）から同月3日（土）まで。ただし、郵送による場合は、同月2日（金）までの消印のあるものに限る。
--------	---

エ 受付時間

9時から17時まで（土曜日は、9時から12時まで）

オ 各募集学校長は、アの入学志願書等が提出されたときは、よく審査して受理し、面接等の日程等の必要事項を出身（在学）学校長に通知するものとする。

(4) 入学者の選抜方法

入学者の選抜は、調査書等の審査及び面接の結果により行う。ただし、皆生養護学校にあっては、これらと学力検査の結果により行うものとする。

(5) 面接等の日程等

ア 面接

(ア) 日時

白兎養護学校	平成2年2月22日（木）10時30分から
倉吉養護学校	
米子養護学校	
皆生養護学校	平成2年3月6日（火）学力検査終了後

(イ) 場所 各志願学校
イ 学力検査

(7) 日時 平成2年3月6日(火) 10時から

(1) 場所 皆生養護学校

(2) 学力検査実施教科 国語及び数学

(6) 合格者の発表

次に掲げる日時に各志願学校において発表するほか、合格者及び当該合格者の出身(在学) 学校長に通知する。

白兔養護学校	平成2年2月26日(月) 12時
倉吉養護学校	
米子養護学校	
皆生養護学校	平成2年3月9日(金) 12時

(7) その他

ア この要項に定めるもののほか、高等部の生徒の募集に関し必要な事項は、各募集学校長が定める。

イ 高等部の生徒の募集に関する説明会を次の場所及び日時において開催する。

白兔養護学校 平成2年2月14日(水) 13時30分から

倉吉養護学校 平成2年2月14日(水) 10時30分から

米子養護学校 平成2年2月14日(水) 10時から

皆生養護学校 平成2年2月28日(水) 10時から

ウ 入学志願書等の用紙は、次の場所及び期間において交付する。

白兔養護学校	平成2年2月14日(水) から同月17日(土) まで
倉吉養護学校	(同月17日(土) 午後を除く。)

米子養護学校

平成2年2月28日(水) から3月3日(土) まで
(3月3日(土) 午後を除く。)

皆生養護学校

エ 高等部の生徒の募集に関し不明なことは、各志願学校に問い合わせること。

(8) 再募集

白兔養護学校、倉吉養護学校及び米子養護学校においては、合格者が募集定員に満たない場合は、その不足の生徒数について次のとおり再募集を実施する。

ア 出願期間

平成2年2月28日(水) から3月3日(土) までとする。ただし、郵送の場合は3月1日(木) までの消印のあるものに限る。

イ 受付時間

9時から17時まで(土曜日は、9時から12時まで)

ウ 面接の日程

平成2年3月6日(火) 10時30分から

エ 合格者の発表

平成2年3月7日(水) 12時

オ その他

(ア) 入学志願書等の用紙は、平成2年2月27日(火) から平成2年3月2日(金) までの間、各志願学校において交付する。

(イ) その他再募集の実施に関し必要な事項は、この要項の規定に準じ、各募集学校長が定める。

2 幼稚部

- (1) 募集幼児数
皆生養護学校 昭和60年4月2日から昭和61年4月1日までに出生した幼児 2名
- (2) 出願資格
肢体不自由(重複障害を含む。)の程度が学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第22条の2の表に規定する程度の者で鳥取県内に住所を有するもの
- (3) 出願方法。
ア 出願手続
入学志願者は、入学志願書、幼児調査表及び生育調査表を皆生養護学校長に提出しなければならない(郵送による場合は、返信用封筒(あて名を記載のうえ、62円切手貼付)を同封すること。)
イ 受付場所
皆生養護学校(米子市東福原1401-1)
ウ 出願期間
平成2年2月1日(木)から同月8日(木)まで(日曜日を除く。ただし、郵送による場合は、同月6日(火)までの消印のあるものに限る。
エ 受付時間
9時から17時まで(土曜日は、9時から12時まで)
オ 皆生養護学校長は、アの入学志願書等が提出されたときは、よく審査して受理し、面接の日程等の必要事項を入学志願者に通知するものとする。
- (4) 入学者の選抜方法
入学者の選抜は、幼児調査表等の審査及び面接の結果により行う。
- (5) 面接の日程等
ア 日時 平成2年2月27日(火)13時30分から15時30分まで
イ 場所 皆生養護学校
ウ 内容
ウイ 幼児との面接
ウロ 保護者との面接
- (6) 合格者の発表
平成2年3月9日(金)正午に皆生養護学校において発表するほか、保護者あてに結果を通知する。
- (7) その他
ア この要項に定めるもののほか、幼稚部の幼児の募集に関し必要な事項は、皆生養護学校長が定める。
イ 入学志願書等の用紙は、皆生養護学校で交付する。
ウ 幼稚部の幼児の募集に関し不明なことは、皆生養護学校(電話0859-22-6571)に問い合わせること。